

## 第6期熊本市障がい福祉計画及び第2期熊本市障がい児福祉計画(素案)に関する パブリックコメントの結果について

1 意見募集期間 令和3年1月12日(火)～令和3年2月5日(日)

2 ご意見の提出状況 ご意見を提出された方の人数 7 名  
ご意見の件数 28 件

3 提出されたご意見と、それに対する本市の考え方 詳細は一覧表のとおり

### 【対応1(補足修正)】

ご意見を踏まえて素案を補足修正または追加記載したもの 2 件

### 【対応2(既記載)】

既にご意見の趣旨、考え方を盛り込んでいる、あるいは同種の  
記載をしているもの 4 件

### 【対応3(説明・理解)】

市としての考え方を説明し、ご理解いただくもの 14 件

### 【対応4(事業参考)】

素案には盛り込めないが、事業実施段階で考慮すべき事として  
今後の参考とするもの 1 件

### 【対応5(その他)】

素案に対する意見ではないが、意見として伺ったもの 7 件

## 提出されたご意見とそれに対する本市の考え方

項目	ご意見等の内容	本市の考え方	対応内訳
1 計画全体	素案に「現況」がまとめてありますが、この現況を、真摯にとらえてPDCAサイクルに沿ってまとめることが「素案」だと思います。成果目標が突然出てきている印象があります。 また、同じ様な内容ですが、「現況」と「成果目標」に繋がりがありません。 例えば、「障害者手帳の所持者数①」の現況が分かっているのであれば、「潜在的な障害者手帳の所持者数②」を推定して、その数値の差（②-①）の理由を考え、「なぜ手帳を申請できないでいるのか？」「広報が不足しているのか？障害者と知られるのが恥ずかしいのか？」「であれば、どんな施策があるのか」「では、この施策を行うことで、この数値を成果目標にしよう」と考えるべきではないかと思います。 想像ですが、前の計画の「目次」と同じになってしまんか。	本計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき策定するものであり、策定にあたっては、国の基本指針に基づいて作成しています。 なお、成果目標についても国の基本指針に基づいて設定を行っています。	③説明・理解
2	「障害」が正しいのか。「障がい」が正しいのかが、不明です。使い分けしてあるのでしょうか。	目次の最後に記載のとおり、この計画では原則「障がい」と表記しており、法令や条例等の名称、定義された固有名称等については「障害」と表記しています。	②既記載
3	「精神障害者」に対する施策が、計画に殆ど盛り込まれていません。	本計画は、国の基本指針に基づいて策定するものであり、精神障がい者に対する施策については、P60の「第4章10. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」に記載しています。	②既記載
4	熊本市の「障害者の雇用率」については、素案に記載しないのでしょうか。市が民間企業よりも率先して、高い雇用率・高い雇用水準（給与等）で雇用を行い生活の保障を行い、お手本を示すべきではないかと考えます。	本計画は、国の基本指針に基づいて策定するものであり、「障がい者の雇用」に関する記載は行っていませんが、熊本市障がい者生活プランにおいて雇用に関する取り組みを記載しています。ご意見については、今後の取り組みの参考にさせていただきます。	④事業参考
5 P3 6. 計画期間	「熊本市障がい福祉計画」については「熊本市障がい者福祉計画」とした方が理解しやすい。 「熊本市障がい福祉計画」と「熊本市障がい児福祉計画」の解説が無く、例えば対象者がわりにくく。	P2の「4 (1) 計画の位置づけ」で計画の説明について、記載しています。	②既記載

項目	ご意見等の内容	本市の考え方	対応内訳
6 P4 7. 計画の進行管理	「定期的」ではなく、もっと具体的に記載すべきです。「半年毎」や「毎年度毎」PDCAサイクルを実施するべきです。コロナ禍のなかで現況はめまぐるしく推移しています。	P4の「7計画の進行管理」に記載のとおり、成果目標と活動指標について毎年その実績を把握し、「熊本市障害者施策推進協議会」等で分析・評価を行うこととしています。	②既記載
7 P5 第2章 障がい者数の現況	根拠となる「統計名」が書いてないので、信頼できるデータなのか確認することができない。	本計画で使用しているデータは、本市の事業所管課が管理しているものです。	③説明・理解
8 P29 第4章 障害福祉サービスの必要量の見込み	「見込量」が記載されていますが、年度毎に順調に伸びていく予測がされています。「この様な施策をするので、この様な見込量となる」と書かないと数字だけが無責任に独り歩きすると考えます。	「見込量」は、国の基本指針に基づいて、本市における過去の利用実績からの伸び率等により算出したものです。算出された見込量に対し、それを確保するための方策を記載しています。	③説明・理解
9 P31 (1) 生活介護	入浴介助を提供する生活介護事業所が、不足している実態があるようです。生活介護提供事業所の充実を図り、きめの細かいサービス提供をお願いします。	生活介護事業所において、入浴介助の提供は必須要件ではありませんが、今後は事業所に対して入浴介助の提供を促していきます。	⑤その他
10 P36 (6) 就労継続支援（B型）	第6期計画の見込量における推計方法 B型事業所の利用は利用者によってさまざまな利用及びニーズ等ありサービスの実績及び見込量を計画として示すのは不適当と考える	本計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき策定するものであり、策定にあたっては、国の基本指針に基づいてサービスの実績及び見込量を示すこととされています。	③説明・理解
11 P39 (9) 短期入所（ショートステイ）	短期入所の需要は多いはずですが、サービス提供事業所が少ないため、支給量を持った障がい者であっても、サービス提供事業者の充実を図っていただき、利用者数やサービス量の充実を図っていただきたい。	利用希望が週末に集中するため、ご希望に添えない場合もあるようですが、今年度は2事業所を指定しており、現在も複数の事業所から新規指定の相談を受けています。	③説明・理解

	項目	ご意見等の内容	本市の考え方	対応内訳
12	P44 4. 相談支援の見込量	<p>相談支援の見込量を算出していますが、「月当たりの人数」として算出が行われており、モニタリング等、制度上の給付費を請求できる月のみを「1件」と数えています。実際にはモニタリング月以外でも相談を実施しており、更に月に複数回電話や面談による相談支援を行っているのが実情であるのに、半年に1回のモニタリングしかない利用者は年間0.2人としてしかカウントされることは問題だと思います。また、熊本市の指針の変更により、従来、全ての障害福祉サービス利用者に対して計画相談支援の実施を義務付けていましたが、相談支援事業所の不足により、数年前から作成を免除できる措置を行っているところだと思います。やむを得ない措置であるかもしれません、国の指針に沿っていないことであり、見込量を算出するにあたって、計画相談支援を免除しているケースがあることや、コロナ禍による影響による相談ニーズが増加していることも十分に踏まえ、一般市民が理解しやすいように以下のような表記をするようお願いしたいと思います。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 実績人数、見込量共に、実人数を併記することが最も望ましいと思います。どうしても実人数の併記ができない場合はモニタリング等の請求月のみの見込量を表示しており、実人数1人が年間を通すと0.2人になってしまうケースがあること等を説明する等、一般市民にとってもわかりやすい記述を行ってください。</li> <li>2. 計画相談支援を免除している数について明記して下さい。</li> <li>3. 見込量確保の方策が示されていないので、相談支援事業所新規開設を促すだけでなく、物件の確保のための支援や初期費用、家賃の支援なども検討していくという明記をして下さい。大阪府高槻市や東京都世田谷区など相談支援事業所新規開設の補助金制度があるので検討して下さい。</li> </ol>	<p>見込量については、国の基本指針により、「計画相談支援の利用者数」を見込むことになっているため、セルフプランを利用されている方は含んでいません。</p> <p>また、実績に基づき見込量を算出しておりますが、「実績」はサービス提供の実績ですので、具体的には、利用計画作成時（サービス利用支援等）とモニタリング時（継続サービス利用支援等）が対象となります。その他のタイミングに相談を行うこともあるかと思いますが、実績としてはカウントされません。</p> <p>さらに、計画相談支援を利用せずに自ら計画を作成するセルフプランを利用されるケースもありますが、本市では現状99%以上の方が計画相談支援を利用されていますので、相談支援事業所が不足しセルフプランの割合が多い他都市の例にあるような補助金制度については、現在のところ検討しておりません。</p>	③説明・理解
13	P52 6. 障害児相談支援の見込量	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 実績人数、見込量共に、実人数を併記することが最も望ましいと思います。どうしても実人数の併記ができない場合はモニタリング等の請求月のみの見込量を表示しており、実人数1人が年間を通すと0.2人になってしまうケースがあること等を説明する等、一般市民にとってもわかりやすい記述を行ってください。</li> <li>2. 障害児相談支援を免除している数について明記して下さい。</li> <li>3. 見込量確保の方策は、相談支援事業所新規開設を単に促すだけでなく、相談支援事業所の物件の確保のための支援や初期費用、家賃の支援なども検討していくという明記をして下さい。相談支援事業所は安定した運営が難しく、初期費用も大きなハードルになります。大阪府高槻市や東京都世田谷区など相談支援事業所新規開設の補助金制度があるので検討して下さい。</li> </ol>		
14	P56 9. 発達障がい者等に対する支援	<p>年に益々ごとに発達障害他の子たちが増えてくるなか、大きな専門的な機関や入院・医療施設、訓練場所を作るべきではないでしょうか。</p> <p>ショートステイ（短期入所施設）、生活介護など増やしていくべきでは。</p>	<p>発達障がい児の支援については、ご意見のような大きな専門機関を作るのではなく、地域連携型（ネットワーク型）で支援を行っています。地域連携型の支援では、住んでいる地域や園において顔の見える連携の中で支援が受けられるというメリットがあり、今後も引き続き身近な生活の場での支援に取り組んでいきます。</p>	③説明・理解

項目	ご意見等の内容	本市の考え方	対応内訳
15 P56 9. 発達障がい者等に対する支援 (1)	発達障がい者支援地域協議会の議事録は公表すべきでは?	今後の取り組みに対するご意見として、参考にさせていただきます。	⑤その他
16	発達障害者地域支援協議会は当事者・支援者・家族・行政が集まり、協議する大変貴重な場です。コロナ禍による影響やピアサポート事業等の新規事業もあるので、障害者自立支援協議会と同水準である3回に見込量を増やすことが必要だと思います。	発達障害者地域支援協議会は、地域における関係機関の連携を図る場として、年1回の開催を予定していますが、それ以外にも様々な機会をとらえて意見交換ができるべきと考えております。協議会の回数を増やすことについては今後の参考とさせていただきます。	③説明・理解
17 p 56 9. 発達障がい者等に対する支援 (2)	発達障がい者支援センターによる専門的な相談支援件数において、第5期実績に比べ第6期見込量が減らされています。 これについて問い合わせたところ、子ども発達支援センターより「昨年度から地域支援マネージャーをひとり置き、企業や出前講座など出向いて説明を行い地域理解を求める活動が定着してきたため」と回答がありました。 地域理解を深める活動にも意義はあると思いますが、しかしそれが直接相談者の日常での困りごとや相談件数を大きく減らす効果に繋がるとは言えないのではないかでしょうか。実際に現在も1~2ヶ月単位での相談待機者が多数いると聞き及んでいます。 既に相談待機者が多くおり解消されていない状況で更に相談支援件数の見込みを低く見積もることは、相談者が支援に繋がる機会を狭めたり遅らせてしまうことにならないだろうかと心配です。 相談支援件数の見込量を増加する方向での見直しと、人員配置や予算の拡充を希望します。	発達障がい者支援センターの相談支援件数については、地域支援マネージャーの活動を充実させるとともに、P56「9. 発達障がい者等に対する支援」に記載のとおりペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者やピアサポートの活動への参加人数を増加させ、ペアレントメンターを配置することとしている。これにより地域の支援者を増やし、当事者への直接支援を行うことで相談支援件数の減少を目指していきます。 また、令和3年度から熊本市障がい者相談支援センターに地域支援員を配置し、地域の相談支援体制を充実していきます。 なお、いただいたご提案については、今後の取り組みを進めるうえで、参考とさせていただきます。	③説明・理解
18 p 56 9. 発達障がい者等に対する支援 (2)	発達障がい者支援センターにおける相談支援件数の第6期見込量が減少している根拠を具体的に示してください。 昨今、発達障害児者の人口は増加傾向にあり、それに応じて相談内容も複雑多様化し、本来なら相談支援件数は増えていくことが自然ではないかと考えられます。数か月待ちの相談待機者も少なくないといわれており、潜在的な相談希望者も多く存在すると考えられます。見込み数の見直しの検討をお願いします。		③説明・理解

項目	ご意見等の内容	本市の考え方	対応内訳
19	<p>発達障害者支援センターの相談件数は減少しているとのことですが、当方が独自に調査したところだと、「発達障害者支援センター」に新規に相談したかったが1ヶ月以上先と言われ諦めたという人が多数おり、また継続相談の方も以前に比べ相談予約の間隔が伸びたという人も少なからずいました。相談したいが電話がつながりにくいという話も複数あり、相談が実際にあった件数が実際のニーズを表していないと考える。相談員は能力や姿勢の問題ではなく、マンパワー不足から相談を抑制さざるを得ない状況があると推察されます。</p> <p>また、地域支援コーディネーターの配置で、個別相談の代替機能を果たしているという議論もあるかもしれません、現時点では性質は別個のものであり、相談ニーズを満たすことの関連性のエビデンスはあるとは言えないように思います。更に新型コロナウィルスによる相談ニーズも高まっているので、以下のような記述の見直しを希望します。</p> <p>1. 相談件数の見込量を相談の抑制があることやコロナ禍による増加を勘案した数字に見直す。      2. 相談件数はニーズに対しての相談員不足が考えられることを記述し、具体的な方策として、非常勤相談員の増員やピアサポートの雇用、兵庫県のような地域サイトの設置について発達障害者支援地域協議会で検討する。</p>		(3)説明・理解
20	<p>P59 9. 発達障がい者等に対する支援 (7)</p> <p>「ピアサポートの活動」とはどのような活動のことを指し、どのように周知しているのか具体的に示してください。      また、ピアサポート活動の範囲を既存の当事者会活動等も含めるようご検討ください。</p>	<p>ピアサポートの活動は、発達障がい児の保護者同士の交流や当事者グループの活動等を指しております。市のホームページや来所される相談者に直接周知を図っています。今後はさらなる充実を目指していきます。</p>	(3)説明・理解
21	<p>P59 9. 発達障がい者等に対する支援 (7)</p> <p>熊本には複数の当事者グループがあり、行政によらないピアサポート活動がすでに実施されている。しかしながら、団体の目的や性質は多様であり、熊本市との丁寧なすり合わせが必要と考えられます。そこで、見込量確保のための方策として以下のようないいを願いしたいと思います。</p> <p>1. 発達障害者支援地域協議会だけでなく、自立支援協議会に熊本市と普段から連携している発達障害当事者団体の委員を任命する等、多様な場面でピアサポートを促進するための当事者団体との対話の場を設け、よりよいあり方・連携を協議する。      2. 自立支援協議会の部会に定期的に参加する等の熊本市との連携の実績がある団体とも協働でピア・サポートの促進を検討する。</p>	<p>ピアサポートの活動は、発達障がい児の保護者同士の交流や当事者グループの活動等を指しております。いただいたご意見については、今後の取り組みを進めるうえで、参考とさせていただきます。</p>	(3)説明・理解

項目	ご意見等の内容	本市の考え方	対応内訳
22 p 60 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	全体として、言葉が難しく何が言いたいのか理解できません。素人が理解できる内容にかみ砕いて記載出来ませんか。 「精神障害」は完治しにくく、一生付き合う障害だと考えています。医療費に対する金銭的な支援はありますが、日常的な生活に対する金銭的な支援は障害者年金しかありません。（しかしながら、年金の審査は厳しく殆どの障害者は年金をもらえません。）日々の体調に左右されながら日常的に仕事に就労することは難しく、そのため定職に就くことは困難です。熊本市版の年金を創設できませんか。	ご意見をふまえて、P60の「精神障がい者にも対応した地域包括システムの構築」の冒頭に説明を加えました。また、熊本市版の年金については、今後の取り組みに対するご意見として、参考にさせていただきます。	①補足修正
23 p 62 (2) ピアサポート活用にかかる事業	・ 「ピアサポート」の解説がなく。素案が理解できません。	ご意見をふまえて、P62の「(2) ピアサポート活用に係る事業」にピアサポートについての説明を加えました。	①補足修正
24 福祉計画以外に対する意見	発達障がい者支援センターを熊本市内にもう一つ増やすべきでは？みなわに業務および支援が集中しており業務並びに支援がこれ以上多くなれば支援するスタッフに大きな負担となり 本当に支援すべき人を支援できないのでは？	今後の取り組みに対するご意見として、参考にさせていただきます。	⑤その他
25 計画以外に対する意見	熊本市は行政として特に就労継続支援B型事業所に対し工賃の支援並びに補助を検討すべきでは？ 経営基盤が大きい事業所が安定経営ができる経営基盤が小さい事業所は利用者のサービス給付費を元に経営をし結果として工賃が低く熊本市内で格差ができつつある。おとなりマルシェで販売している事業所もあるが行政として事業所への応援および支援体制ができるのか？	本市では、就労継続支援事業所等の工賃水準向上の支援として、障がい者就労施設等が供給する物品及び役務の調達推進や障がい者施設商品販売会（おとなりマルシェ）の開催等の取り組みを行っています。 また、熊本市障がい者自立支援協議会の就労部会において、事業所等の関係機関が集まり、販路拡大や工賃水準向上に向けた取り組みを行っています。	⑤その他
26	障害福祉事業所の報酬の日額払い制度を改め月額払いにする施策を検討しているか？現在事業所で利用控え等が発生しています 熊本市が全国の先頭を切って障害福祉事業所の日額払いの報酬を月額払いにとし利用者に個別給付が必要な場合は日額払いにする等に切り替えるべき	事業所に対する報酬の支払いについては、国の定めに基づき、全国一律で利用日数に応じた報酬算定となっています。ご意見については、今後の取り組みを進めるうえで、参考とさせていただきます。	⑤その他

	項目	ご意見等の内容	本市の考え方	対応内訳
27	計画以外に対する意見	日中（放課後デイ）を利用する度の契約を1回きりにして、何か問題がない限り継続とみなし（相談支援へ連絡したりして問題解決の糸口として）書面のやりとりを少なくする。 他県の取り組みを利用できるところは利用してほしい。	サービスの利用契約に関して、最初に契約書を交わすのはもちろん必要ですが、自動更新を認めていますので、必ずしも毎年契約書を取り交わす必要はありません。ただし、事業者の方針として、必要に応じて毎年契約書を取り交わす場合もあります。	⑤その他
28		A型・B型の就労施設の事業所紹介の冊子を作る。	本市では、これまでに就労継続支援事業所の商品を取り扱った冊子を作成し配付を行っています。さらに充実した内容になるように検討をさせていただきます。	⑤その他